

明日香村郵便入札心得

(総則)

第1条 明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等（以下「建設工事等」という。）の郵便による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の8に相当する金額を明日香村に納付しなければならない。

(入札の辞退)

第3条 指名競争入札の入札参加者で、入札を辞退しようとする者は、辞退届（任意様式）を開札日の前日までに総務財政課に提出するものとする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期等)

第5条 郵便事情等による事故又は入札執行者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期、中止又は取消しをすることがある。

(入札)

第6条 入札参加者は、入札公表書（一般競争入札の場合）、入札通知書（指名競争入札の場合）、設計図書及び入札条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び当該入札に必要なとされた書類を長形3号封筒に入れ、封かんの上、封筒の表に宛先（〒634-0199 明日香郵便局留 明日香村総務財政課 行）を記載の上「入札書在中」と朱書きし、封筒の裏には開札日、工事（業務）番号、工事（業務）名及び入札者の商号又は名称を記載し、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日までに到達するように郵送しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 郵送した入札書及び書類は、書換え、引換え及び撤回することはできない。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 期限までに到達していない入札
- (2) 指定された入札方法によらない入札
- (3) 入札書等の記載金額及び記載内容が確認できない入札
- (4) 入札書等の記載金額及び記載内容を加除訂正した入札
- (5) 入札書等に記名押印がない入札
- (6) 入札に必要なとされた書類に不備がある入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 入札の開札は、指定した日時及び場所において、入札参加者又は入札事務に関係のない職員の見守りにより執行する。

2 開札の傍聴を希望する者は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき傍聴することができる。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上で予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、落札決定を保留した上で、原則として開札日の翌日に当該入札をした者に出席を求めくじにより落札者を決定する。この場合において、指定の日時及び場所に来ない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(落札者の決定の特例)

第11条 事後審査型条件付き一般競争入札及び総合評価落札方式(簡易型)による入札については、落札決定を保留したうえで、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定したときは、その最低制限価格以上で予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2人以上いるときは、原則として開札日の翌日に当該入札をした者に出席を求めくじにより落札予定者及び順位を決定する。この場合において、指定の日時及び場所に来ない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第12条 前条の規定により、落札候補者となった者は、指定された日時及び場所に指定された書類を提出しなければならない。

2 提出された書類の審査の結果、入札参加資格があると確認できた者を落札者とする。

(落札者の取消し)

第13条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとする。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき又は指定した期間内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に際し不隠不正があったと認められるとき。

(3) 法令等に違反する事項が認められたとき。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、村長が指示する契約書案を作成し、これに記名押印のうえ、落札決定の日から5日(休日を含まない。)以内に関係書類とともに所管課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに村長が指示する請書を提出しなければならない。ただし、村長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金)

第15条 契約者は、明日香村契約規則(昭和52年規則第1号)の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除されたときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第16条 入札参加者は、入札書等の郵送後、この心得等についての不知を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(補則)

第17条 この心得に疑義があるときは、入札前において質問することができる。

附 則

この心得は、平成20年5月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成28年4月1日から適用する。

明日香郵便局留

明日香村 **総務財政課** 行

朱書きする

入札書在中

6
3
4
-
0
1
9
9

(裏面)

使用印で押印する

使用印で押印する

印

印

開 札 日	平成 年 月 日
工 事 番 号	平成 年度 第 号
工 事 名	
入札者の商号又は名称	

- 注) 1 封筒は、長形3号封筒とする。
- 2 封かんのうえ、封筒の表に宛先を記載し「入札書在中」と朱書きする。
- 3 封筒の裏には、開札日、工事（業務）番号、工事（業務）名及び入札者の商号又は名称を記載する。
- 4 一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日までに到達するように郵送する。

戻る